

XII これまでの主な取り組み

県では、この地震における教訓を踏まえ、切迫の度を増す宮城県沖地震に備えるため、総合的な危機管理体制の構築に取り組んできた。地震発生からこれまでの主な取り組み状況は以下のとおりである。

1 震災対策推進条例の制定

地震による被害を最小限に抑えるには、地域における共助や住民自らが自己を守る自助の取組が非常に重要であることから、県民総ぐるみで地震に立ち向かう気運を高めるために、平成20年10月23日に震災対策推進条例を制定し、平成21年4月1日から施行された。

条例では、大規模地震への備えとして必要な県、県民及び事業者の役割や責務を明らかにするとともに、予防対策や応急対策、復興対策などについて単なる理念にとどまらず、具体的な方向性を定めている。

2 みやぎ震災対策アクションプラン

県では、平成15年に「みやぎ震災対策アクションプラン(平成15年度～19年度)」を策定し、震災対策を進めてきた。発生が危惧されている宮城県沖地震への備えは、県民の安心・安全の確保の点から県政の重要な課題であり、震災対策については、加速して推進していく必要があることから、県の地域防災計画、震災対策推進条例を踏まえ、県が実施する震災対策の具体的な行動計画として「第2次みやぎ震災対策アクションプラン(平成21年度～24年度)」を策定した。

3 第3次地震防災緊急事業5箇年計画

地震防災緊急事業5箇年計画は、県、市町村及び消防機関が地震防災施設の緊急整備を推進するハード事業を主体とした計画であり、県では、第1次(平成8～12年度)、第2次(平成13～17年度)に引き続き、平成18年に第3次地震防災緊急事業5箇年計画(平成18～22年度)を策定した。さらに、平成21年3月には、切迫する宮城県沖地震に備えるため、公立幼稚園、小中学校の耐震化促進を目的とする第3次地震防災緊急事業5箇年計画の変更を行い、地震防災上緊急に整備すべき施設の整備に取り組んでいる。

4 中山間地等非常時通信確保事業

今回の地震では、通信手段の途絶による中山間地域の集落の孤立が大きな課題となつたことから、県では、災害時に孤立化する可能性のある集落の通信手段の確保のため、市町村が集落等に対して衛星携帯電話を配備するための費用を補助する「中山間地等非常時通信確保事業」を実施し、孤立化する可能性のある集落の解消に努めている。

5 宮城県防災指導員の養成

各地域での防災活動を推進するための人材として、平成18年度から防災リーダーの養成研修を県内各地で開催してきたが、人材育成をさらに推進するために、震災対策推進条例において宮城県防災指導員制度を創設し、平成21年度からは、当該条例に基づき宮城県防災指導員養成講習を実施している。

6 緊急地震速報の整備

緊急地震速報とは、震源に近い観測点で得られた地震波を基に、強い揺れの到着前に地震情報を提供し、揺れが到着するまでの間に地震に備えるものである。

県では、県有の集客施設において緊急地震速報を整備することによって、施設を利用している県民が身の安全を確保する等、地震による被害の軽減を図っている。平成20年度は、モデル的に県庁舎に先行導入し、平成21年度以降は、県合同庁舎、県立病院等、一般県民が利用する優先度の高い県有施設から順次導入を進めていく。

7 次世代震度情報ネットワークへの更新

県では、平成9年3月より県内全市町村に計測震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集し、直ちに国（消防庁）に自動伝送する震度情報のネットワーク化を図り、地震発生時の初動体制、被害状況の早期把握、災害応援活動・広域応援活動の迅速化に寄与するとともに、収集された震度情報は、気象台が発表する震度即報として利用され、報道機関を通じて住民に公表している。

今後、震度情報収集、提供の迅速化など、震度情報ネットワークの高度化を図るため、次世代震度情報ネットワークに更新することとしている。

8 企業・団体等との防災協定

大規模災害に備え、企業・団体等と自治体が食料供給や緊急物資の収集配達など様々な分野で防災協定を結ぶ動きが全国的に広がっている中、企業等の社会貢献意欲の高まり、協力体制の充実などを受け、自治体の防災体制を補完する役割が期待できることから、本県でも企業・団体等と積極的に協定を締結してきた。

今回の地震発生前に本県で締結している協定締結数68件であったが、今後の大規模災害に備えることを目的として、地震以後、より積極的に企業・団体等との協定締結に向けて働きかけ、平成21年9月末現在では87件の協定を締結している。